

# 安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式実施要領

令和元年 5 月

安曇野市

## I 一般事項

### 1 目的

安曇野市では平成27年6月に策定された公式スポーツ施設整備計画を踏襲し平成29年1月に策定された新総合体育館整備基本計画により、豊科南部総合公園に新総合体育館を整備することを決定した。

本体育館整備においては、事業スケジュールを遅延させることなく、かつ、事業費内での体育館の建設を確実なものとするを目的に、施工者の立場からの高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、新総合体育館の施工者選定に際し、契約方式として設計協力付施工一括発注方式を採用することとし、施工者を早期に決定するとともに、実施設計の過程に施工者の技術協力を仰ぐことで、価格と一定程度の品質確保のバランスを確保できることが図れるようにした。

この契約方式を採用した意図を十分に理解していただき、互いの利益を守りつつも発注者及び設計者と協働して、最大限の成果を上げるための最良の施工者を選定することを、この実施要領の目的とする。

### 2 用語等の定義

- (1) 技術協力業務受託者（以下「施工者」という。）とは、前記「I-1 目的」を果たすために実施設計時において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）を実施設計並びに施工に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。
- (2) 安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）とは、本入札において、施工者の選定を公平・公正に進めるため、識見を有する者を含む委員で構成する組織をいう。
- (3) 安曇野市新総合体育館建設工事技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）とは、発注者及び設計者並びに施工者の三者により組織されるもので、次の事項を行う。
  - ① 実施設計時に施工者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映する。
  - ② 施工期間中に、施工者から提案される工法及び仕様の提案等の採否を検討し、採用となった場合は、施工に反映する。

### 3 施工者選定の概要

#### (1) 発注者

安曇野市長 宮澤 宗弘

#### (2) 選考方式

施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、技術提案、概算工事費提案、VE提案等（以下「技術提案等」という。）を求め、技術対話を実施し、VE提案採用後概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、施工者を選定する「技術提案型総合評価落札方式」とする。

#### (3) 選定方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を施工者として選定する。選考にあたっては審査委員会にて審査を行う（以降、審査委員会が行う審査を「審査会」という。）。なお、審査会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

#### (4) 審査の公表

審査の結果は、落札者を決定したのち、名称及び総合評価点を安曇野市ホームページに公表する。

### 4 工事請負契約までの過程

(1) 発注者は、施工者と「安曇野市新総合体育館建設実施設計技術協力業務委託」（以下「技術協力業務委託」という。）の委託契約と「安曇野市新総合体育館建設工事」の建設工事請負仮契約を締結する。

(2) 工事請負仮契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日を契約日とする。ただし、議会において議決を得られなかった場合は、その効力を失うとともに、発注者は「技術協力業務委託」の契約も解除することができる。この場合において、仮契約の相手方および業務受託者は、安曇野市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

(3) 発注者及び設計者並びに施工者は、三者協議会を組織し、施工者からの提案等の採否を検討し、実施設計および施工に反映する。

(4) 発注者は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに「I-10参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約および技術協力業務委託の契約を解除することができる。この場合において、仮契約の相手方および業務受託者は、安曇野市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

### 5 工事概要

#### (1) 工事名称

安曇野市新総合体育館建設工事

#### (2) 工事の規模・内容

- ① 主要用途 観覧場（体育館）
- ② 工事種別 新築工事
- ③ 構造 鉄骨造 地上2階建て
- ④ 規模 建築面積：約5,560㎡  
延べ面積（屋内のみ）：約7,300㎡  
延べ面積（半屋外を含む）：約7,650㎡
- ⑤ 工事範囲 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事
- ⑥ 工期 工事請負契約締結日から令和3年10月20日まで  
落札者の提案により工期短縮した場合は、提案による短縮工期とする。

### (3) 敷地の概要

- ① 工事場所 安曇野市 豊科高家
- ② 敷地面積 約29,500㎡  
(豊科南部総合公園の拡張後の総面積は約115,000㎡)
- ③ 敷地状況 用途地域：指定なし  
防火指定：指定なし  
周辺道路：市道豊科1級1号線、市道豊科2級3号線、  
市道豊科3087号線、市道豊科3168号線  
送電線：施工時の安全確保（クレーン等は電線より2.4m離すこと、  
目測では余裕を見て4.0m離すこと）  
道路工事：本工事とは別途発注される道路（市道豊科1級1号線、市道豊科2級3号線）工事と十分な調整を行い施工すること  
水路付替：敷地を流れる水路の付替工事は、農業用排水路の止水期（10月から3月）を考慮し、別途発注される道路（市道豊科2級3号線）工事と十分な調整を行い施工すること

### (4) 工事予定価格（技術協力業務費は含まない）

3,181,000,000（税抜）

## 6 実施設計業務、施工者選定支援業務の受託者

実施設計者：大建・エーアンドエー安曇野市新総合体育館建設設計共同企業体

## 7 事務局

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

### 【入札契約担当課】

安曇野市 総務部 契約検査課

課長 上野 雅芳 担当 西山 勇司、稲葉 裕哉

メール [za-keiyaku@city.azumino.nagano.jp](mailto:za-keiyaku@city.azumino.nagano.jp)

電話 0263-71-2002（直通） F a x 0263-71-5155

## 【事業担当課】

安曇野市 財政部 総合体育館建設推進課

課長 岩淵 宗明 担当 山越 寿彦、小穴 清隆

電話 0263-71-2006（直通） F a x 0263-72-1340

## 8 技術協力

### 8. 1 実施設計時の技術協力

施工者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の技術協力業務を実施する。

#### (1) 業務名称

安曇野市新総合体育館建設実施設計技術協力業務委託

#### (2) 業務委託予定価格

4, 0 0 0, 0 0 0 円（税抜）

#### (3) 履行期間

技術協力業務委託契約締結日から令和2年2月28日まで

#### (4) 業務内容

① 設計全般に対する技術検証

② 施工実施方針及び施工計画の作成

i) 総合施工計画の検討・提案

ii) 仮設計画の検討・提案

iii) 工事工程の検討・提案及び工程表の作成

③ 技術情報（本入札時において採用された技術提案等の詳細）等の提出

④ 技術提案（実施設計時における追加提案）

i) 技術提案及び検討協力

ii) その他、技術提案及びV E 提案の検討

⑤ コスト管理支援

i) 工事費内訳明細書の作成・更新・更新時の見積徴収（3者以上から見積徴収）

ii) 発注者及び設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成

iii) 全体工事費管理支援

受注者は、本競争入札時に提出された、工事費見積内訳明細書及び三者協議会において発注者により採用されたV E 提案の内訳明細書に基づき、設計者による設計の内容に応じた工事費内訳明細書（金抜き）を使用して工事費内訳明細書を作成・更新する。

⑥ 関係機関との協議資料作成支援

⑦ 三者協議会への出席

⑧ 報告書の作成

⑨ その他、発注者及び実施設計者が必要とする資料等の作成

(5) 業務の配置技術者  
「I-10参加資格」の10.2(5)に示す管理技術者

(6) 業務の成果物

業務が完了したときは次の成果物を提出すること。

- ① 業務報告書
- ② 各種技術検証資料
- ③ 技術提案書及びVE提案書
- ④ 提案に関する成果物
- ⑤ 全体工事費内訳明細書
- ⑥ その他監督員の指示するもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。なお、データ形式及び提出形状等は監督員と協議すること。ただし、図面データ形式はPDF形式、DWG形式、JWW形式の3形式で提出する。

(7) 詳細な業務内容は、技術協力業務特記仕様書を参照すること。

## 8. 2 施工期間中における技術協力

施工者となった者は、施工期間中において三者協議会に出席し、三者協議会にて発注者に採用された提案に基づく設計者による設計の内容に応じ次の事項を行う。

- ① 技術提案（施工時における追加提案）
  - i) 技術提案及び検討協力
  - ii) その他、技術提案及びVE提案の検討
- ② コスト管理支援
  - i) 工事費内訳明細書の作成・更新・更新時の見積徴収（3者以上から見積徴収）
  - ii) 発注者及び設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
  - iii) 全体工事費管理支援

施工者は、技術協力業務において作成した工事費内訳明細書を使用し、設計者による設計の内容に応じ更新する。
- ③ 関係機関との協議資料作成支援
- ④ 三者協議会への出席
- ⑤ 報告書の作成
- ⑥ その他、発注者及び実施設計者が必要とする資料等の作成

## 9 実施スケジュール

実施スケジュールは、次表のとおりとする。

入札公告	令和元年5月7日（火）
競争入札参加希望者への参考図書（基本設計図書（抜粋））の貸与	令和元年5月7日（火）から 5月20日（月）
参加資格確認申請書への質疑受付	令和元年5月7日（火）から 5月15日（水）
参加資格確認申請書への質疑に対する回答	令和元年5月17日（金）
参加資格確認申請書の受付	令和元年5月7日（火）から 5月20日（月）
参加資格確認通知 詳細図書等の貸与	令和元年5月24日（金）
技術提案書等への質疑受付	令和元年5月24日（金）から 6月14日（金）
技術提案書等への質疑に対する回答	令和元年6月24日（月）
技術提案書等の受付	令和元年6月24日（月）から 7月19日（金）
技術対話（ヒアリング）	令和元年7月31日（水）
V E 提案書の採否通知	令和元年8月5日（月）
条件付きV E 提案書の提出期限 （入札締切・開札）	令和元年8月26日（月）
落札候補者決定	令和元年9月9日（月）
落札者決定	令和元年9月10日（火）
仮契約の締結	落札者決定から5日以内
契約の締結（議会議決）	令和元年9月20日（金）

- (1) 参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に契約検査課までに提出すること。ただし、締切日については午後4時までとする。
- (2) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、安曇野市ホームページに掲載する。

### 10 参加資格

参加要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本入札の参加者は、単体企業又は3者以内の特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とし、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

る。

また、特定JVによる構成員の出資比率は以下のとおりとする。ただし、代表構成員の出資比率は各構成員のうち最大とする。

- (1) 2者のとき 出資比率30%以上
- (2) 3者のとき 出資比率20%以上

#### 10.1 共通事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく安曇野市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続き開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成29年2月22日告示第57号）第2条の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 安曇野市暴力団排除条例（平成24年10月29日条例第31号）第2条の規定に該当しないこと。
- (6) 本工事の設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。
  - ① 設計者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - ② 代表権を有する役員が当該設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (7) 平成29・30年度安曇野市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

#### 10.2 単体企業又は特定JVの代表構成員の資格要件

- (1) 基準日において、長野県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有すること。なお、支店等については、支店長等が入札及び契約に関する権限を委任されていることとする。ただし、長野県内の支店等へ基準日から参加資格確認申請締切日までに入札及び契約に関する権限が委任された場合は、この限りでない。
- (2) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が1,800点以上であること。
- (4) 元請負人として平成20年4月1日以降にしゅん工した延べ面積5,000㎡以上

の体育館・観覧場の新築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率30%以上を対象とする）

- (5) 次の項目を満たす管理技術者（設計担当者・施工担当者共）を技術協力業務に配置できること。

**【設計担当者】**

- ① 一級建築士の資格を有すること。
- ② 平成20年4月1日以降に延べ面積5,000㎡以上の体育館・観覧場の新築工事の実施設計業務として確認済証の取得業務に従事した経験を有すること。
- ③ 所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。

**【施工担当者】**

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
  - ② 平成20年4月1日以降に延べ面積5,000㎡以上の体育館・観覧場の新築工事に従事した業務経験を有すること。
  - ③ 所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (6) 本工事を契約する場合、着手時において以下の技術者を配置できること。

**【建築工事技術者】**

以下のすべてを満たす監理技術者を専任配置できること。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
- ③ 平成20年4月1日以降に延べ面積5,000㎡以上の体育館・観覧場の新築工事に従事した経験を有すること。
- ④ 所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。

**【電気設備技術者】**

以下のすべてを満たす技術者を配置できること。

- ① 一級電気工事施工管理技士の資格を有していること。
- ② 所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。

**【機械設備技術者】**

以下のすべてを満たす技術者を配置できること。

- ① 一級管工事施工管理技士の資格を有していること。
- ② 所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。

10.3 特定JVの構成員の資格要件

- (1) 長野県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）を有すること。
- (2) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (3) 令和元・2年度長野県入札参加資格を有しているときは、令和元・2年度長野県資格総合点数が建築一式工事について1,200点以上、令和元・2年度長野県入札参加資格を有していないときは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法2

7条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が1,200点以上であること。  
ただし、安曇野市内に本店を有する者に限っては、平成29・30年度安曇野市入札参加資格が建築一式工事A級に等級格付けされていることとする。

- (4) 着手時における配置技術者として、以下のすべてを満たす技術者を配置できること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
  - ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
  - ③ 所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。

## II 参加表明

### 1 参加資格審査

本入札に参加を希望する者は、参加資格に係る提出書類を作成し、期限までに契約検査課に提出すること。

### 2 提出書類

- (1) 参加資格確認申請書(様式1-1) ※ 単体企業用
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式1-2) ※ 特定JV用
- (3) 共同企業体参加資格確認申請書(様式1-3) ※ 特定JV用

#### 2. 1 単体企業及び特定JV代表構成員

- (1) 建築一式工事の特定建設業の許可書の写し
- (2) 長野県内の営業所における建設業許可証の写し  
委任先が建築一式工事について特定建設業の許可を有していることがわかる書類(建設業許可申請書様式第一号及び別紙二(1)(2)等)
- (3) 建築士事務所登録の写し
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値(同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が記載されている経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(公告日を基準とした直近の通知書とする。)
- (5) 施工実績(様式2)
  - ① 元請負人として平成20年4月1日以降にしゅん工した延べ面積5,000㎡以上の体育館及び観覧場の新築工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は出資比率30%以上を対象とする。)
  - ② コリンズ((一財)日本建設情報総合センターによる工事实績情報システム)登録の有・無のいずれかに○をすること。有に○を付した場合は登録の写しを添付すること。無に○を付した場合は契約書等(工事名称、契約金額、工期、延べ面積、発注者、請負者の確認できる部分)工事内容の分かる写しを添付すること。なお、コリンズ登録

の写しで実績確認が不明瞭なときは、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。

(6) 管理技術者の経験及び資格（様式3-1）（様式3-2）

- ① 技術協力業務を契約締結した場合の管理技術者（設計担当者・施工担当者）を記入すること。また記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
- ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③ 設計担当者の様式には、平成20年4月1日以降に延べ面積5,000㎡以上の体育館・観覧場新築工事の実設計者として確認済証の取得業務に従事した経験を有すること。  
またその内容を証明する書面（テクリス又はパブディスの写し、契約書の写し、参加表明者が発行する業務内容が判断できる従事証明書等）を添付すること。
- ④ 施工担当者の様式には、平成20年4月1日以降に延べ面積5,000㎡以上の体育館・観覧場の新築工事に従事した経験を有すること。  
またその内容を証明する書面（コリンズ登録の写し、契約書の写し、参加表明者が発行する業務内容が判断できる従事証明書等）を添付すること。
- ⑤ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- ⑥ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、管理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする事と。

(7) 監理技術者の経験及び資格（様式3-3）

- ① 本工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。また記載した資格を証明するものの写し、監理技術者証の写し及び監理技術者講習会終了証の写しを添付すること。
- ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③ 平成20年4月1日以降に延べ面積5,000㎡以上の体育館・観覧場の新築工事に従事した経験を有すること。  
またその内容を証明する書面（コリンズ登録の写し、契約書の写し、参加表明者が発行する業務内容が判断できる従事証明書等）を添付すること。
- ④ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- ⑤ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の

変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする  
こと。

(8) 電気設備技術者、機械設備技術者の資格（様式3-4）

- ① 本工事を契約締結した場合の電気設備技術者及び機械設備技術者を記入すること。また記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
- ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

2. 2 JV構成員

(1) 建築一式工事の特定建設業の許可書の写し

なお、安曇野市との入札及び契約に関する権限を委任している支店等がある場合は、その委任先が建築一式工事について特定建設業の許可を有していることがわかる書類（建設業許可申請書様式第一号及び別紙二(1)(2)等）も提出すること。

(2) 上記「10. 3 特定JVの構成員の資格要件」(3)を証明するものの写し

- ① 令和元・2年度長野県入札参加資格を有している者は、令和元・2年度長野県入札参加資格付与通知の写し
- ② 令和元・2年度長野県入札参加資格を有していない者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が記載されている経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（公告日を基準とした直近の通知書とする。）
- ③ 安曇野市内に本店を有する者は、平成29・30年度工事入札参加資格級別格付決定通知書の写し

(3) 共同企業体構成員配置技術者の資格（様式3-5）

- ① 本工事を契約締結した場合の技術者を記入すること。また記載した資格を証明するものの写し、監理技術者証の写し及び監理技術者講習会終了証の写しを添付すること。
- ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。

3 作成要領

(1) 提出部数

1部（A4フラットファイル綴じ）及び電子データ（PDF形式、CD-R1枚）

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法

律第51号)に定めるものとする。

- (3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。なお、参加資格確認申請書(別紙様式1)を1頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)

#### 4 提出方法等

令和元年5月20日午後4時までに契約検査課に持参すること。

#### 5 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、令和元年5月24日までに書面により申請者に通知する。なお、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

### III 図面等資料貸与

入札公告後速やかに、入札参加検討のための参考に資するものとして、安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式に関する参考図書(基本設計図書(抜粋))をCD-R(PDFデータ形式)にて貸与する。

- 1 貸与を希望する者は、事前に契約検査課へ資料受領希望日の連絡をすること。資料受領の際、秘密保持に関する誓約書(様式8)に記入・押印し提出すること。
- 2 詳細図書等は、参加資格があると通知した者に限り貸与する。
- 3 参考図書(基本設計図書(抜粋))及び詳細図書等の貸与場所は、契約検査課とする。
- 4 貸与した参考図書等は、参加資格がないと通知された場合、もしくは本入札への不参加を表明した場合は速やかに契約検査課へ返却すること。
- 5 参加資格があると通知した者へ貸与したすべての図書等は、条件付きVE提案書の提出期限までに契約検査課に返却すること。

### IV 質疑回答

参加資格確認申請書への質疑回答及び技術提案書等への質疑回答については以下による。

#### 1 提出期限

- (1) 参加資格確認申請書への質疑は、令和元年5月7日午前9時から令和元年5月15日正午までに電子メールにて契約検査課に送信すること。  
なお、質疑の内容は参加資格確認申請に関する内容に限る。
- (2) 技術提案書等への質疑は、令和元年5月24日午前9時から令和元年6月14日正午までに電子メールにて契約検査課に送信すること。  
なお、質疑の内容は技術提案書等に関する内容に限る。

## 2 提出方法

質疑回答書（様式4）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製のエクセル形式で送信すること。（添付送信前にウイルス対策ソフトにてウイルスチェックを行うこと。）

電子メールの件名は、「【〇〇】安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式実施要領（質疑書）」とすること。（【〇〇】は会社名を記載すること。）また、送信後、確認のため契約検査課に電話連絡すること。

## 3 質疑に対する回答

(1) 参加資格確認申請書への質疑に対する回答は、令和元年5月17日正午までに質疑を行った者に対し電子メールにて回答するとともに、安曇野市ホームページへ掲載する。

(2) 技術提案書等への質疑に対する回答は、令和元年6月24日正午までに質疑を行った者に対し電子メールにて回答するとともに、安曇野市ホームページへ掲載する。

## 4 その他

技術提案書等への質疑に対する回答は、安曇野市新総合体育館建設基本設計図書等の細部説明及び補完する内容のものに限る。

## V 技術提案書等の提出

### 1 技術提案等

技術提案等については、実施設計段階から施工段階に通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内にしゅん工することを目的とした提案を行うこと。

技術提案等の提出書類（技術提案書等）は以下のとおり。

#### 1.1 技術提案

##### 1.1.1 実施方針

- (1) 技術協力業務の実施方法・実施体制（様式5-1 A3判：1枚）
- (2) 施工時の実施方法・実施体制（様式5-2 A3判：2枚）
- (3) 施工・工程計画についての提案（様式5-3 A3判：2枚）
- (4) 施工上の課題に対する技術的所見（様式5-4 A3判：1枚）

##### 1.1.2 安曇野市内事業者の活用に関する提案

- (1) 安曇野市内の建設事業者の活用方法（様式5-5 A3判：1枚）
- (2) 安曇野市内での建設資材の購入計画（様式5-6 A3判：1枚）
- (3) 安曇野市内の建設事業者以外の業種の活用方法（様式5-7 A3判：1枚）

#### 1.2 概算工事費提案

- (1) 概算工事費見積書（様式6-1）

- (2) 概算工事費見積内訳書（様式6-2）
- (3) 概算工事費見積内訳明細書（参加者自由書式）

### 1.3 VE提案

- (1) VE提案総括表（様式7-1）
- (2) VE提案書（様式7-2）
- (3) VE提案内訳明細書（参加者自由書式）

## 2 技術提案書等の作成

### 2.1 技術提案書の作成

提案書ごとに別紙様式を提出すること。PDFデータ（ただし、上記1.2概算工事費提案と1.3VE提案に関してはマイクロソフト社製のエクセルデータも必要）も合わせて提出すること。

#### 2.1.1 実施方針

##### (1) 技術協力業務の実施方法・実施体制

実施設計段階に行う技術協力業務について、施工段階も考慮し、円滑な実施設計と価格交渉を実施するために、基本設計図から読み取れる適正なグレード・品質を確保しながら、工事費の軽減と工期短縮を図ることを目的に、具体的に記述すること。業務実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などを記述すること。

##### (2) 施工時の実施方法・実施体制

施工の実施方法について記述し、施工管理実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などを記述すること

##### (3) 施工・工程計画についての提案

##### (4) 施工上の課題に対する技術的所見

本工事における課題や問題点としてとらえられる内容について提示し、その課題に対する解決方法について提案すること。なお、その課題や問題点及び解決策が設計図書における目的物の形状変更を伴う場合はVE提案とし、本提案には含めないこと。

#### 2.1.2 安曇野市内事業者の活用に関する提案

##### (1) 安曇野市内の建設事業者の活用方法

安曇野市内企業への下請け工事の発注など、安曇野市内建設事業者の積極的活用の具体策について提案すること。またその直接的な経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化して記述すること。

\*安曇野市内建設事業者とは、安曇野市内に本店を有する建設業法における建設業許

可を有し、常駐する従業員が1名以上いるものをいう。（許可工種は問わない。）

(2) 安曇野市内での建設資材の購入計画

安曇野市内企業等からの建設資材の購入計画の具体策について提案すること。またその直接的な経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化して記述すること。

\*安曇野市内企業等とは、安曇野市内に本店、支店又は営業所を有し、常駐する従業員が1名以上いるものをいう。

(3) 安曇野市内の建設事業者以外の業種の活用方法

上記(1)、(2)以外の安曇野市内企業等の活用具体策について提案すること。またその直接的な経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化して記述すること。

\*安曇野市内企業等とは、安曇野市内に本店、支店又は営業所を有し、常駐する従業員が1名以上いるものをいう。

### 2.1.3 技術提案書作成の留意事項

(1) 技術提案書はそれぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。

(2) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・技術対話等を通じて採用され、その結果、本入札の参加者が施工者として選定された場合には、施工者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要な提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積り根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務委託の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

### 2.1.4 その他留意事項

(1) 採用された提案を実行していないと発注者が判断し、指摘した後も改善されない場合、安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 第2条及び第3条に規定する入札参加停止となる場合があるので注意すること。

(2) 上記2.1.2の提案については、しゅん工時にその活用成果が証明できる書類を提出すること。

## 2.2 概算工事費提案の作成

### 2.2.1 概算工事費提案の作成

(1) 概算工事費見積書

様式6-1に記載の上、提出すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(2) 概算工事費見積内訳書

様式6-2に記載の上、提出すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(3) 概算工事費見積内訳明細書

- ① 内訳明細書の書式については、参加者の任意書式による。ただし、見積会社名、及び頁数／全体頁数を各頁のフッター部に出力の上、PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。
- ② 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
- ③ 内訳明細書の項目については以下の大項目・中項目ごとにまとめ記載すること。

大項目	中項目
A 建築工事	1 直接仮設工事
	2 土工事
	3 地業工事
	4 鉄筋工事
	5 コンクリート工事
	6 型枠工事
	7 鉄骨工事
	8 既製コンクリート工事
	9 防水工事
	10 石工事
	11 タイル工事
	12 木工事
	13 屋根およびとい工事
	14 金属工事
	15 左官工事
	16 建具工事
	17 ガラス工事
	18 塗装工事
	19 内外装工事
	20 仕上ユニット工事
	21 その他工事
B 電気設備工事	1 受変電設備
	2 自家発電設備
	3 直流電源設備
	4 幹線設備
	5 動力・警報設備
	6 電灯設備

	7 非常照明・誘導灯設備	
	8 コンセント設備	
	9 構内交換設備	
	10 構内情報通信網設備	
	11 拡声設備	
	12 映像・音響設備	
	13 テレビ共同受信設備	
	14 防犯カメラ設備	
	15 インターホン・トイレ呼出設備	
	16 電気時計設備	
	17 自動火災報知・防排煙連動表示設備	
	18 雷保護設備	
	19 機械警備用配管設備	
	20 融雪設備	
	21 構内配電線路	
	22 構内通信線路	
C 機械設備工事	1 空気調和設備工事	① 空気調和機器設備工事
		② 空調配管設備工事
		③ 空調ダクト設備工事
		④ 換気設備工事
		⑤ 換気ダクト設備工事
		⑥ 自動制御設備工事
	2 給排水衛生設備工事	① 衛生器具設備工事
		② 給水設備工事
		③ 排水設備工事
		④ 給湯設備工事
		⑤ 消火設備工事
		⑥ ガス設備工事
D 昇降機設備工事	1 乗用昇降機設備	
E 外構工事	1 建築工事	① 土工事
		② 舗装工事
		③ 排水工事
		④ 改良区水路付替工事
		⑤ 囲障工事
		⑥ 植栽工事
		⑦ その他工事
	2 電気設備工事	① 駐車場照明工事

	3 機械設備工事	①屋外給水設備工事
		②屋外排水設備工事

- ④ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事根拠を内訳明細書に反映させる。
- ⑤ 共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。
- ⑥ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。（厳守）

## 2.2.2 概算工事費提案作成の留意事項

- (1) 概算工事費見積内訳明細書は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。
- (2) 設計図書に含まれている内容を承知したうえで、設計図書に表記されていない場合でも、本工事をしゅん工するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書並びに概算工事費見積内訳明細書に反映すること。
- (3) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。

## 2.3 VE提案の作成

### 2.3.1 VE提案の作成

- (1) VE提案総括表（様式7-1）  
提出されたすべてのVE提案の総括表として、様式7-1を提出すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。
- (2) VE提案書（様式7-2）
  - ① VE提案ごとに、様式7-2を提出すること。  
PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも合わせて提出すること。
  - ② 次に掲げる事項を各VE提案書に記載すること。
    - i) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的
    - ii) VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト削減金額（諸経費含む）、算出根拠（図面・数量など）
    - iii) 安曇野市が別途発注する関連工事との関係
    - iv) 工業的所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
    - v) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策
  - ③ VE提案は、各提案についての具体的な考え方を様式7-2の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。
- (3) VE提案内訳明細書（自由書式）
  - ① VE提案ごとに作成すること。

- ② 作成方法については、「2. 2. 1 (3) 概算工事費見積内訳明細書」に倣う。
- ③ 内訳構成は、
- i ) 概算工事費の該当部分工事費 (内訳明細書含む。)
  - ii ) VE提案金額 (内訳明細書含む)
  - iii ) コスト削減金額 (i 概算工事費の該当部分工事費— ii VE提案金額) とする。
- ④ 諸経費はVE提案ごとに計上すること。
- ⑤ 概算工事費見積内訳明細書との関連付けができるよう、備考欄に概算工事費見積内訳明細書のページ番号を記載すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。
- (4) VE提案は、以下の対象について合計100項目までとする。
- ① 内装工事・昇降機工事関係 1,000,000円以上
  - ② 電気設備工事・機械設備工事関係 2,000,000円以上
  - ③ 上記以外 3,000,000円以上
- (5) VE提案の範囲

本入札方式の参加者がVE提案を行う範囲は、基本設計図から読み取れる適正なグレード・品質を確保しながら体育館としての必要機能を満たした上で、設計図書に定められている内容のうち、次表のなかで「可」としているもので、かつ、表中の条件内容を満たすものとする。ただし、以下①から⑩に該当するものは対象範囲外とする。

VE対象項目	可	不可	条件内容
共通			
仮設・土工事の工法変更	○		
A. 建築工事 (意匠)			
配置計画の変更		○	
平面計画の変更		○	
階層計画の変更		○	
断面計画における階高の変更	○		建物高さは19mを最高とし、屋内の必要有効高を確保できる範囲で、柔軟に対応可能。ただし防災評定に影響を与える変更は不可。
断面計画における天井高の変更	○		
立面計画における外装デザインの変更	○		
立面計画における外装仕上材の変更	○		設計図書の性能を満たし、質感、ディテール、取合等、デザインに変更のないこと
立面計画における外装工法の変更	○		設計図書の性能を満たし、デザインに影響のないこと 内装制限に係る変更は不可
立面計画におけるガラス厚さの変更	○		設計図書の性能を満たすこと
内装仕上計画の変更	○		設計図書の性能を満たし、デザインに影響のないこと

B. 建築工事（構造）			
スパン割り寸法の変更	○		実施設計工期に影響を及ぼす場合は不可。
構造断面割り寸法の変更	○		室容積の変更は不可
躯体のコンクリート・型枠の工法変更	○		
床型枠の仕様変更	○		
鉄筋の仕様変更	○		
鉄骨柱の工法変更	○		
鉄骨柱の仕様変更	○		
耐火被覆の仕様変更	○		
各種基準図の変更	○		
C. 電気設備工事			
照明器具仕様の変更	○		必要照度を確保すること。長寿命型とし、設置環境に配慮した器具仕様とすること
電気室、発電機室、弱電主装置類の配置変更	○		
その他仕様の変更	○		設計図書の性能を満たすこと
D. 空調換気設備工事、給排水衛生設備工事			
衛生器具仕様の変更	○		
熱源及び空調方式の変更	○		外部へ設備機器を設置し、意匠デザインに影響を与える提案は不可とする
その他仕様の変更	○		設計図書の性能を満たすこと
E. 昇降機工事			
昇降機全般の変更	○		
F. 外構工事			
外構資材の仕様変更	○		雨水排水能力に影響を及ぼさないこと

- ① 機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。
- ② 工期の延長を伴うもの。
- ③ 防災性、安全性の低下を伴うもの
- ④ 環境性能が低下し、環境負荷、周辺地域への工事騒音・振動等が増加するもの。
- ⑤ 維持管理段階における困難さやライフサイクルコストの増加が予想されるもの。
- ⑥ 本入札（方式）における技術提案が成立しないもの。
- ⑦ 関連工事に影響を与える提案及び請負代金額が関連工事を含め低減にならないもの。
- ⑧ その他、VE提案の定義に著しく相違するもの。
- ⑨ その他、技術提案の定義に著しく相違するもの。
- ⑩ 安曇野市の適正な土地利用に関する条例に係る手続き上著しく変更を伴うもの。

### 2.3.2 VE提案作成の留意事項

- (1) VE提案内訳明細書は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。
- (2) VE提案内訳明細書は、「2. 2. 2 概算工事費提案作成の留意事項」に従い作成すること。
- (3) VE提案の取り扱い  
VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。  
また、本入札方式において非採用となったVE提案についても、設計深度化の過程において、再度検討し、採用することがありうるものとする。
- (4) VE提案の責任の所在
  - ① 本入札方式において採用されたVE提案について、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、計画通知申請上、提案者をその他設計者とする。
  - ② ①において、提案者が計画通知申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- (5) 採用されたVE提案の担保  
施工者は技術提案書等の審査・技術対話等を通じて採用されたVE提案について、技術協力業務の期間中、当該VE提案を全て設計に反映させることとし、当該VE提案採用金額の変更は行わない。ただし、施工者の責によらず、上記のVE提案が実施設計に反映できない場合は、その限りではない。

### 3 作成要領

- (1) 提出部数  
各15部。ただし、概算工事費見積内訳書及びVE提案内訳明細書は3部とする。  
PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータを納めたCDR又はDVD Rは1部とする。
- (2) 使用する言語、通貨及び単位  
使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- (4) 注意事項
  - ① 技術提案及びVE提案については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現はさけること。
  - ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する

提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合がありますので注意すること。

#### 4 提出方法等

技術提案書等の提出は、令和元年6月24日午前9時から令和元年7月19日午後4時までに契約検査課に持参すること。

#### 5 費用負担

本入札への提出書類の作成及び提出、技術対話等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

#### 6 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え、撤回等は原則認めない。(ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。)
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 概算工事費見積内訳書及びV E提案内訳明細書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。
- (4) 本入札における工事費増加リスクは以下のとおりとする。
  - ① 発注者負担：設計図の変更・不備
  - ② 施工者負担：設計用図書に関する拾い落とし・見込み違い
  - ③ 協議事項：予見不可能な事由に起因する変更・社会経済情勢の変化
- (5) 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (6) 施工者に選定されなかった者の技術提案については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

## VI 技術対話

- 1 本入札参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会によるヒアリングを受ける。
- 2 実施場所、実施時間、その他詳細については後日通知する。
- 3 実施方法
  - (1) 審査委員及び事務局によるヒアリング形式(非公開)とする。
  - (2) 技術対話については1者50分以内とし(うち、プレゼンテーション時間は30分以内)、プレゼンテーション後にヒアリング(提案に対する質疑・応答等)を行う。
  - (3) プレゼンテーションは、プロジェクターを使用し、技術提案書等の内容に沿って行

うこと。プロジェクター、スクリーンは発注者が用意するが、パソコンは参加者が用意すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングは、管理技術者を含む6名以内で、管理技術者を中心に行うこと。

(5) ヒアリング時の参加者の呼称は、A者、B者等のように参加者名を伏せて行う。なお、ヒアリングの順番は、技術提案書等の受付の遅かった者から順番に行う。

## VII VE提案審査及び採否通知

- 1 VE提案は、技術対話に基づき審査会にて、施工の確実性、安全性、経済性（工事費削減効果）等の視点で、採用可能（○）、条件付き採用可能（△）、不採用（×）を判定する
- 2 VE提案採否の通知は、技術対話の後、令和元年8月5日までに参加者それぞれに通知する。
- 3 上記2により通知した内容のうち、条件付き採用可能（△）については、採用条件を別途提示するので、提案者は、提示された採用条件に基づき、再度、VE提案を行うこと。再提案された条件付きVE提案については、再度審査会にて、採用可能（○）、不採用（×）を判定し、提案者へ通知する。
- 4 上記1～3において採用を決定したVE提案の合計金額をVE提案採用金額とする。
- 5 条件付きVE提案概算見積書の提出は、令和元年8月26日午後4時までに契約検査課へ持参すること。

## VIII 審査

### 1 審査方法

本入札の審査は、以下の通り行う。

- (1) 本入札の審査は、審査委員会が行う。
- (2) 技術提案等及び技術対話に基づき客観的に評価する。

### 2 評価方法

評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。

#### (1) 評価事項に対する配点

評価項目		配点	
技術項目	技術協力業務の実施方法	8.0	34.0
	技術協力業務の実施体制	8.0	
	施工・工程計画についての提案	9.0	
	施工上の課題に対する技術的所見	9.0	
	技術対話（ヒアリング）	10.0	10.0
	安曇野市内の建設事業者の活用方法	3.0	6.0
	安曇野市内の建設資材の購入計画	2.0	
安曇野市内の建設事業者以外の業種の活用方法	1.0		
価格項目	VE提案採用後概算工事費(条件付き採用可能含む)		50.0
計			100.0

#### (2) 技術提案等に対する評価

##### ① 技術項目

提出された技術提案書等及び技術対話により、総合的に各項目を評価し、以下に示す評価に該当する点数により採点する。

評価	評価点
特に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.75
普通	配点×0.50
やや劣っている	配点×0.25
劣っている	配点×0.00

##### ② 価格項目

価格評価点 = 50点 × 最低VE提案採用後概算工事費 / VE提案採用後概算工事費  
 (VE提案採用後概算工事費 = 概算工事費 - VE提案採用金額)

なお、入札価格が予定価格を超える場合は失格とし、評価しない。

### 3 施工者の決定

評価点の合計点数が最も高い者を施工者とする。なお、合計点数の最も高い者が2者以上ある場合、このうちVE提案採用後概算工事費が最も低い者を施工者とする。また、VE提案採用後概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

ただし、参加者が1者の場合、評価事項に係る配点中、技術協力業務の実施方針の提案項目と技術対話（ヒアリング）の得点が44点中26点以上かつ、安曇野市内事業者の活用に関する提案の得点が6点中3点以上でなければ、施工者とししない。

### 4 最終審査結果通知

最終審査結果の通知は、落札者決定後、参加者それぞれに通知するとともに、安曇野市ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## IX 安曇野市新総合体育館建設工事に関する三者協定書の締結について

- 1 工事請負契約書の締結と並行して、安曇野市新総合体育館建設工事に関する三者協定書（以下「三者協定書」という。）の締結にあたり、発注者及び設計者並びに施工者は、以下の内容確認を行う。
  - (1) 施工者より提出された概算工事費見積内訳明細書及び採用されたV E提案内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性
  - (2) 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計グレードの確認
  - (3) 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレードの確認・フィードバック方法
  - (4) 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約書に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないものとする。
- 2 上記1の確認において、明細書等と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、発注者及び設計者並びに施工者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は明細書等の修正を行う。なお、「2. 2. 2 概算工事費提案作成の留意事項」の(2)記載事項については修正の対象としない。
- 3 発注者及び設計者並びに施工者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、V E提案採用後概算工事費及び事業費参考額（以下「目標工事費」という。）以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を三者協定書に記載する。
- 4 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による目標工事費の変更については、別途協議するものとする。
- 5 発注者は、上記1から4における、確認、協議及び合意について、設計者及び施工者との調整を行うこととする。

## X その他

### 1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 審査委員又は本入札の関係者に直接又は間接を問わず当該実施要領及びこれに関連する件で接触した場合。
- (4) その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

### 2 参加者数

参加者が1者の場合でも本入札は実施する。

### 3 参加の辞退

本入札を途中で辞退する者は、別添「辞退届」（様式9）を提出すること。

### 4 公表、非公表の範囲

本入札における公表、非公表の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 事後公表の範囲
  - ① 審査委員の氏名
  - ② 参加者名称
  - ③ 審査結果の講評
  - ④ 参加者の得点（価格、価格項目点及び技術項目点）
- (2) 非公表
  - ① 参加資格確認申請書（添付する資料等）
  - ② 技術提案書等（添付する資料等）
  - ③ VE提案採用後概算工事費内訳

### 5 建設予定地の現地視察等

現地説明会は行わないが、各参加者の現地視察は可能とする。この場合、事前に総合体育館建設推進課へ連絡すること。

### 6 工事請負代金の支払い等

- (1) 各会計年度の支払限度額は、令和元年度20%、令和2年度40%、令和3年度40%とし、各会計年度の出来高に応じた部分払とする。
- (2) 前金払を利用する場合は、令和元年度に工事請負代金の100分の40以内かつ令和元年度の支払限度額を超えない額を請求することができる。なお、各会計年度の出来高に応じた前金払を請求することはできない。

- (3) 中間前金払を利用する場合は、工事請負代金の100分の20以内であって、工事請負代金の100分の60に相当する額から既に支払った前金払の額を控除した額以下を、当該会計年度支払限度額の範囲内で請求することができる。